

秋田県

平成27年度 性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業

実施内容

- ① 支援員の人材育成(性犯罪被害者対応)
- ② 支援体制の強化にむけての各関係機関との協議

現状と課題

支援員の人材育成の必要性

- 秋田被害者支援センター側でも、性犯罪被害者への相談対応等の研修会を希望

医療機関との連携の必要性

- 県内の医療機関との連携の必要性
性犯罪被害者への診察が難しいと思う医師数が多いため、警察対応や被害者への心的負担を軽減するため、適切な診断ができるよう医療機関との連携が必要。
- 医師への情報提供
小児科医師の性犯罪等への知識不足や、医師全体でワンストップ支援センターの存在がわからない割合が7割を超えるため、情報提供の必要性あり

被害者の現状

- 県内の性犯罪被害者の実態
平成26年で病院に診察した被害者で全体の約3割が小児科病院で診察していたことから、幅広い世代の女性が被害を蒙っていたという問題

強化内容等

研修会の実施

- 研修会の実施(支援員、秋田被害者支援センター)
・専門の講師による研修会を開催(人材育成の強化)
・性犯罪被害者へ相談対応のスキル向上

関係体制の整備・強化

- 医療機関との連携がスムーズにできるよう検討会の開催
- 医師への情報提供
検討会等で、ワンストップ支援センターのことや、性犯罪被害者への対応等のあり方について情報発信する

広報啓発のあり方

- 小学生から高校生までの女性を対象
教育委員会からの協力により、各学校の生活安全教育で、女生徒を対象とした性犯罪被害に遭わないための知識や、被害にあった場合の相談窓口について先生から教育してもらえよう協力の依頼を開始
- 大学生または社会人女性を対象
大学生ボランティアや民間企業からの協力をもらい、多くの女性に広報啓発活動ができるよう協力の依頼を開始

秋田県：関係機関との検討会（県産婦人科医会との検討会）（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

〈医療関係の連携〉

ワンストップ支援センターの設置及び運営に向けて、医療機関との支援体制について意見交換が必要。

2. モデル事業の内容

〈県産婦人科医会との協議〉

先進県視察（県費支出）し、他県の事例を参考にして、本県の地域にあった医療機関との連携体制を図るため、県産婦人科医会と検討会を実施する。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

ワンストップ支援センターと医療機関の連携に向けて、県産婦人科医との協力内容と課題の確認についての確認。

4. 実施結果及び成果

〈検討会〉

平成28年1月25日（月） 19:00～ 秋田大学附属病院内

出席者：県産婦人科医会会長、県産婦人科学会会長（計2名）

医療機関との連携について、これまでの事前協議を踏まえて、今後の取り組み等について県産婦人科医会と協議した。

〈事前協議〉

- ・ 平成27年12月14日（月） 県産婦人科学会会長
ワンストップ支援センターの概要について
- ・ 平成27年12月21日（月） 県産婦人科学会会長
ワンストップ支援センターの概要、病院との連携について
- ・ 平成27年12月22日（火） 秋田県医師会（常任理事）
警察と医療機関の連携について
- ・ 平成28年1月5日（火） 秋田県医師会（常任理事）
ワンストップ支援センター設立における医療機関との連携について

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- 相談窓口機関が運営していない夜や休日の対応策。
- 警察を介さない相談者における事件性の判断。
- 産婦人科病院に対する対応要領の検討。

- 医療機関と相談窓口機関との連携にあたり、相談員のスキルアップ（性犯罪被害者対応力）など（専門の相談員育成するために、複数回の人材育成研修会の開催）。

秋田県：相談員育成研修（相談対応機能強化）

1. モデル事業実施前の課題

本県では、性犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、（公社）秋田被害者支援センターの相談員が被害者等の精神的支援やその他各種支援活動にあたっている。

同センターにおける支援の現状では、警察経由のものが大半を占めているほか、性犯罪の被害認知件数も少ないこともあり、性犯罪被害者相談員としての必要な知識が不足していると考えられており、今後、ワンストップ支援センターの設置に向けて、性暴力・性犯罪被害者への相談・支援に対応する同センター員をはじめとした関係機関職員等のスキルアップが急務である。

2. モデル事業の内容

〈性犯罪被害者への相談窓口担当者研修会〉

1. 目的

性暴力・性犯罪を受けた被害者等の相談・支援対応にあたる職員に、性暴力被害者相談等に求められる「傾聴・ルール・マナー」や、性暴力・性犯罪被害者心理の知識習得のため研修会を実施する。

2. 主催 秋田県

3. 対象

公益社団法人秋田被害者支援センター、秋田県中央男女共同参画センター、中央児童相談所、女性相談所、秋田県警察

4. 日時 平成 28 年 1 月 15 日（金）

5. 場所 秋田県生涯学習センター 5 F 第 3 研修室

6. 講師

- ① ウィメンズセンター大阪 代表 原田 薫
- ② 特定非営利活動法人全国女性シェルターネット 理事 近藤 恵子
- ③ 秋田大学大学院医学系研究科 教授 米山 奈奈子

7. 内容

- ① 「性暴力被害者支援のスタンス ～性暴力救援センター・大阪 SACHICO での取り組みから見てきたこと～」
ウィメンズセンター大阪 代表 原田 薫
- ② 「DV・性暴力被害の実態と望まれる支援～困難事例の対応から～」
特定非営利活動法人全国女性シェルターネット 理事 近藤 恵子
- ③ 「性暴力被害を理解する ～支援者が支援を続けられるために～」

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

- ① 犯罪被害に相談する際の、「傾聴・ルール・マナー」について
- ② DV等の性暴力被害者の実態について
- ③ 性犯罪被害者の心理について

4. 実施結果及び成果

〈開催結果〉研修参加者 40名

〈成果〉

- ① 性犯罪被害の相談対応における、「傾聴・ルール・マナー」について
 - ・ 性犯罪被害者への適切な対応を図るため、性犯罪被害に対する、「偏見」、「迷信」、「間違っただけの思い込み」を改めるとともに、被害者の2次的被害を防止する上で、相談窓口担当者に対する心理教育の重要性が理解できた。
 - ・ 被害者の心理的孤立化の拡大を回避する上で、被害者の視点に立った、支援の重要性について理解できた。
 - ・ 支援活動に当たる支援者自身の心理状態や体調を常にチェックし、精神的に余裕を持った安定的な対応を図ることの必要性について理解できた。
- ② DV等の性暴力被害者の実態について
 - ・ DV等被害者の複雑な事情や心理状況から被害が、潜在化する可能性のあることについて実態把握する必要性があることを理解した。
 - ・ DV、デートDV、ストーカーの各種被害と被害者の精神的後遺症の実態について把握できた。
- ③ 性犯罪被害者の心理について
 - ・ 性犯罪被害者が事態を理解できず、また自らの責任として抱え込んでしまうことなどが、本人の立ち直りを阻んでいる場合もあり、被害者のケアを行う上で、十分な知識を習得する必要があることを理解した。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ① 性犯罪被害への「偏見」、「迷信」、「間違っただけの思い込み」による問題等の多くの事例（過去の事例）を把握し、被害者の視点に立った支援をするために、さらなる知識の習得や、ロールプレイ方式による研修会の実施の必要性。
- ② 支援員自身の心理的状況をケアするための、支援員のための研修会の実施の必要性。
- ③ DV等による性暴力被害の具体的事例に基づく、ロールプレイ方式の研修会の実施の必要性。
- ④ 性犯罪被害者相談に関する多くの事例を通して、被害者の心理状況を更に深く学ぶ必要性。（精神科医師又は臨床心理士による講習等）

